

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市営駐車場条例(昭和46年条例第9号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平3規則6・全改，平17規則65・平20規則64・一部改正)

(駐車券)

第2条 市営駐車場を利用する者(宇都宮市営多気山駐車場及び宇都宮市営古賀志山南登山道駐車場を利用する者並びに条例第9条第1項に規定する自動車を駐車させる者を除く。)は，入車の際に駐車券の交付を受け，出車の際にその駐車券を提出しなければならない。ただし，市営駐車場使用の承認を受けたバス及びタクシーについては，この限りでない。

(昭51規則38・昭58規則13・昭59規則53・昭63規則42・平3規則6・平16規則6・令5規則27・一部改正)

(指定駐車証)

第3条 条例第4条第2項に規定する市長の指定する駐車証は，宇都宮中心商店街連合会(以下「連合会」という。)が発行する駐車証(連合会が利用者に代わり券面相当額の駐車料金を納付することを確約した証票をいう。以下「指定駐車証」という。)とする。

2 宇都宮市営中央駐車場及び宇都宮市営相生駐車場の利用者は，指定駐車証の引渡しをもつて当該券面相当額の駐車料金の納付に替えることができる。

3 前項の規定により引渡しを受けた指定駐車証の券面相当額の駐車料金は，連合会が市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(平4規則44・追加，平9規則42・一部改正)

(押印がなされた駐車券を提出した場合における駐車料金の納付方法)

第4条 宇都宮市営駅西駐車場，宇都宮市営中央駐車場及び宇都宮市営相生駐車場の利用者は，市長の指定する押印がなされた駐車券を提出した場合にあつては，当該駐車券の提出をもつて当該駐車券に記載された時間までに係る駐車料金の納付に替えることができる。

2 前項の時間までに係る駐車料金は，市長の指定する押印をした者が市長の指定する期日までに納付しなければならない。

3 第1項の時間を超えた場合の当該超過分の駐車料金は，同項の利用者が駐車場から出車する際に納付しなければならない。

(平11規則58・追加，平16規則35・平17規則7・平20規則10・一部改正)

(バス等に係る駐車料金の納付方法)

第5条 条例第4条第2項に規定する駐車場使用の承認を受けたバス及びタクシーに係る駐車料金の納付方法は，当該承認を受けた期間分の一括納付とする。

(平4規則44・追加，平11規則58・旧第4条繰下)

(回数券の発行等)

第6条 市長は，条例第5条第4項の規定により，宇都宮市営駅西駐車場，宇都宮市営中央駐車場及び宇都宮市営相生駐車場において，次の回数券を発行するものとする。

種類	券面額の総額	料金
100円券36枚つづり	3,600円	3,000円
600円券60枚つづり	36,000円	30,000円

2 前項の回数券の有効期間は，発行の日から1年を経過した日の属する月の末日までとする。

3 市長は，1回の回数券の購入に当たり券面額の総額が36万円を超えて回数券を購入しようとする者に対し，条例第5条第2項に定める範囲の限度まで回数券の料金を減額することができる。

(昭59規則34・追加，平3規則6・平3規則46・一部改正，平4規則44・旧第2条の2繰下，平9規則42・平11規則4・一部改正，平11規則58・旧第5条繰下・一部改正，平16規則10・平16規則35・平17規則7・平20規則10・一部改正)

(駐車料金の減免)

第7条 条例第9条第2項の規定による，駐車料金の減免を受けようとする者は，駐車料金減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請を承認したときは，駐車料金減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平3規則6・全改，平4規則44・旧第3条繰下，平11規則58・旧第6条繰下・一部改正，平16規則10・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第8条 条例第12条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における第6条第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 条例第15条第2項の規定により指定管理者が回数券について別に金額を定めるときは、第6条の規定は、適用しない。

(平20規則64・追加)

(入庫及び出庫の制限)

第9条 条例別表第3備考に規定する規則で定める時間は、午前零時から午前7時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 条例第12条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合においては、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の時間を変更することができる。

(平20規則64・追加、平26規則31・平27規則16・一部改正)

(様式)

第10条 この規則に規定する駐車券等の様式は、別に定める。

(平3規則6・追加、平4規則44・旧第5条繰下、平11規則58・旧第8条繰下、平17規則65・旧第9条繰上、平20規則64・旧第8条繰下)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平3規則6・追加、平4規則44・旧第6条繰下、平11規則58・旧第9条繰下、平17規則65・旧第10条繰上、平20規則64・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和46年4月6日から施行する。

(平26規則31・一部改正)

(宇都宮市営塙田駐車場条例施行規則の廃止)

2 宇都宮市営塙田駐車場条例施行規則(昭和43年規則第44号)は、廃止する。

(平26規則31・一部改正)

附 則(昭和50年3月24日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月24日規則第10号)

この規則は、宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例(昭和56年条例第18号)の施行の日から施行する。

附 則(昭和58年3月23日規則第13号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年12月23日規則第53号)

この規則は、宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第33号)の施行の日から施行する。

附 則(昭和59年6月27日規則第34号)

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月20日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年9月21日規則第42号)

この規則は、宇都宮市営駐車場設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例(昭和63年条例第33号)の施行の日から施行する。

附 則(平成3年3月16日規則第6号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日規則第46号)抄

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年6月23日規則第44号)

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成5年9月28日規則第32号)

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成9年9月29日規則第42号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月23日規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月17日規則第58号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月25日規則第10号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年8月31日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第6条の規定により発行されている回数駐車券は、当分の間、改正後の第6条の規定により発行される回数駐車券とみなし、宇都宮市営駅西第1駐車場及び宇都宮駅西第2駐車場の利用に使用することができる。

附 則(平成17年3月25日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第6条の規定により発行されている回数駐車券は、当分の間、改正後の第6条の規定により発行される回数駐車券とみなし、宇都宮市営駅西駐車場の利用に使用することができる。

附 則(平成17年6月24日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第10号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成20年11月1日から施行する。

(平20規則50・一部改正)

附 則(平成20年9月25日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月25日規則第64号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月17日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第16号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月2日規則第27号)

この規則は、令和5年11月20日から施行する。